

## 薬局の役割、位置付けについて

## 薬局の役割、位置付けについて

### ◎ 医療提供体制に関する意見中間まとめ(平成17年8月1日社会保障審議会医療部会)(抜粋)

#### Ⅱ 3. (1)医療計画制度の見直し等

- 医薬品や医療機器の提供体制の在り方に関し、医薬分業率が5割まで達しており、薬局が地域において医薬品等の提供を行う上で重要な役割を果たしている施設であることを踏まえ、医療提供体制の中での薬局の役割、位置付けの明確化を検討する必要がある。

#### 1. 薬局を取り巻く現状

- 薬局においては、従来から、医療保険制度の下、病院・診療所が交付する処方せんに基づく調剤、患者の処方薬等に関する薬歴管理、服薬指導等を、医療サービスの一部として薬剤師が提供している。
- 近年、急速に医薬分業が進展し、平成16年度においては、医薬分業率は50%を超えたところであり、地域における医薬品等の提供に当たり、薬局はこれまでも増して重要な役割を果たすようになってきている。
- また、在宅医療における薬物療法の提供、休日・夜間における医薬品の供給、慢性疾患患者に対する服薬管理など、薬局は医療提供体制の中で幅広い役割が期待されており、今後、医療機関と十分連携して地域医療における医療提供体制の整備を進めていくことが重要。

## 2. 具体的な対応

○ したがって、薬局は従来以上に地域医療に欠かせない役割が期待されていることから、医療提供施設として、病院や診療所と同様に、薬局に関する次のような事項を実施し、地域における医療連携体制を整備していく中で、薬局が調剤を中心とする質の高い医療サービスを提供し、医薬品等の供給拠点として地域医療により貢献していくようにしてはどうか。

- 医療連携体制における医療計画への位置付け
- 薬局機能に関する一定の情報の届出・公表の制度化
- 薬局における安全管理体制等の整備
- 薬局における医薬品に係る情報提供・相談体制の整備

○ 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)

(医療の基本理念)

第一条の二

2 医療は、国民自らの健康の保持のための努力を基礎として、病院、診療所、介護老人保健施設、その他の医療を提供する施設(以下「医療提供施設」という。)、医療を受ける者の居宅等において、医療提供施設の機能に応じ効率的に提供されなければならない。

○ 薬事法(昭和 35 年法律第 145 号)

(定義)

第二条

11 この法律で「薬局」とは、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行う場所(その開設者が医薬品の販売業を併せ行う場合には、その販売業に必要な場所を含む。)をいう。ただし、病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設(獣医療法(平成四年法律第四十六号)第二条第二項に規定する診療施設をいい、往診のみによつて獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下同じ。)の調剤所を除く。

(開設の許可)

第四条 薬局は、その所在地の都道府県知事の許可を受けなければ、開設してはならない。

○ 薬剤師法(昭和 35 年法律第 146 号)

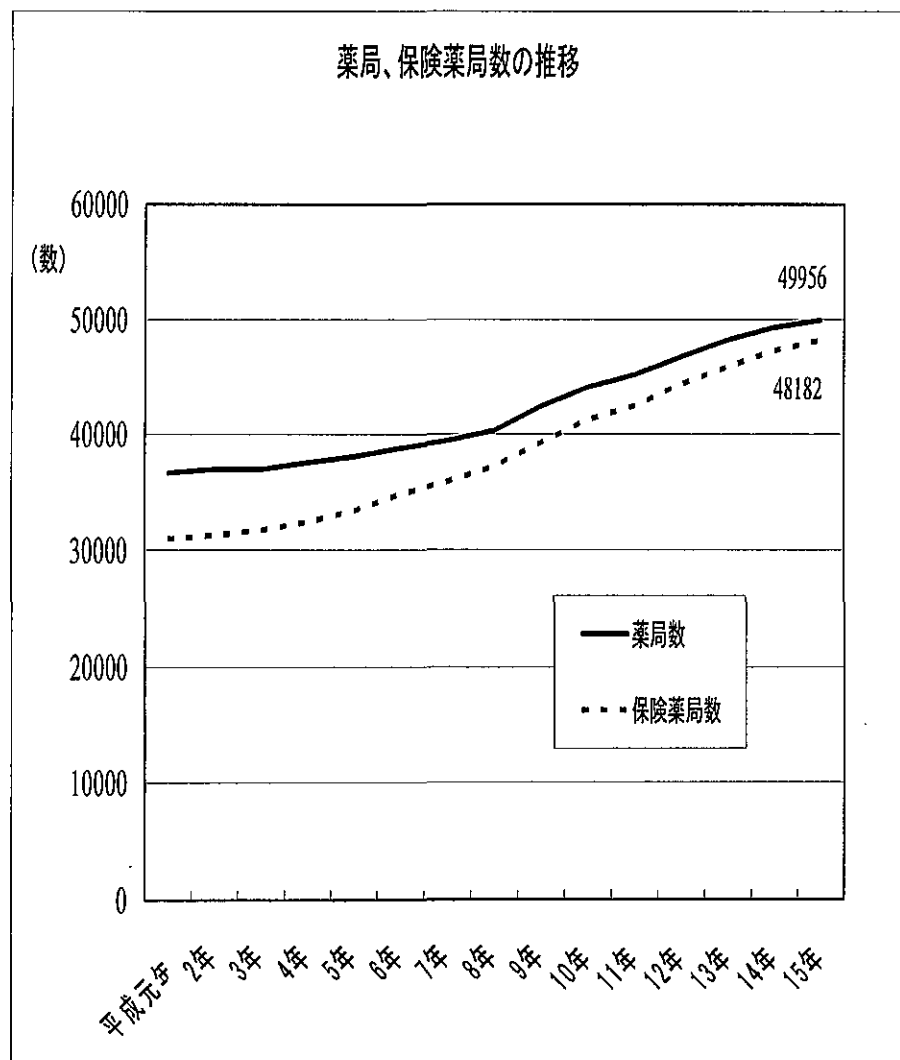
(調剤の求めに応ずる義務)

第二十一条 調剤に従事する薬剤師は、調剤の求めがあつた場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

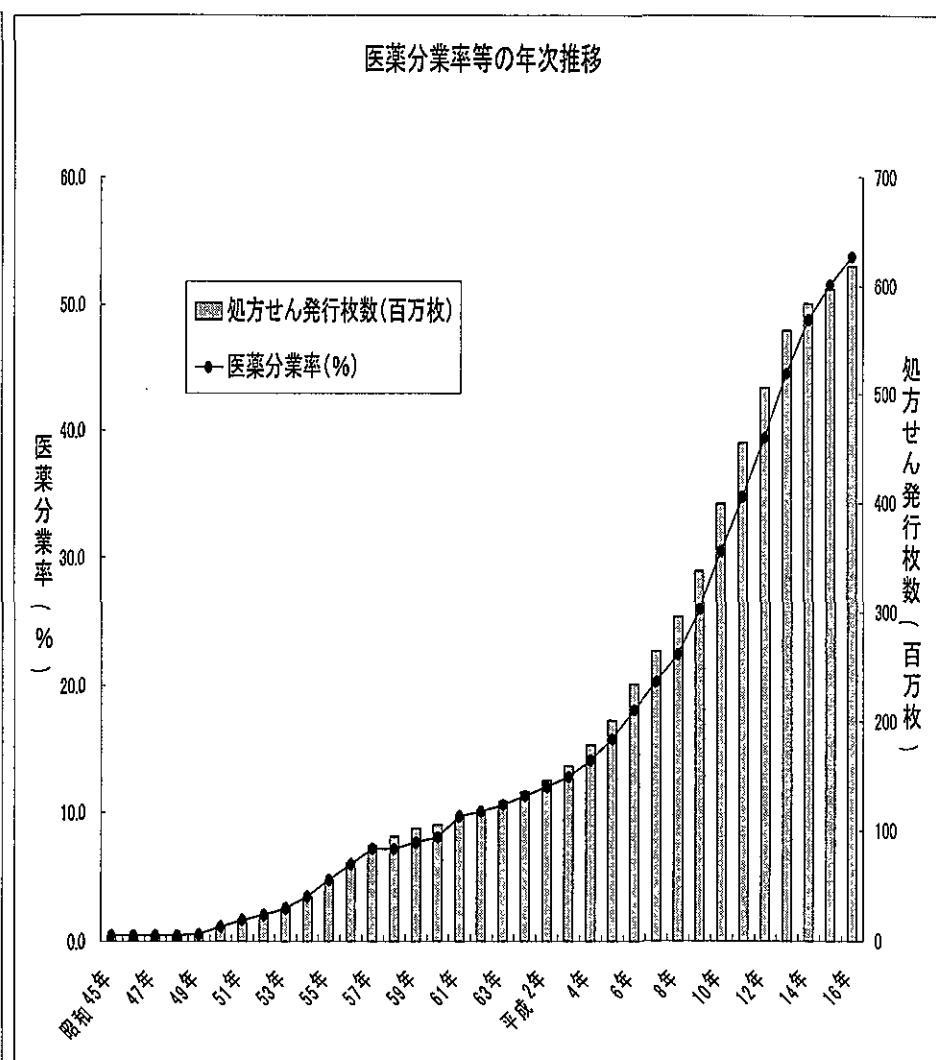
(調剤の場所)

第二十二条 薬剤師は、薬局以外の場所で、販売又は授与の目的で調剤してはならない。ただし、病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設(獣医療法(平成四年法律第四十六号)第二条第二項に規定する診療施設をいい、往診のみによつて獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下この条において同じ。)の調剤所において、その病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設で診療に従事する医師若しくは歯科医師又は獣医師の処方せんによつて調剤する場合及び厚生労働省令で別段の定めをした場合は、この限りでない。

○ 薬局数・保険薬局数の推移



○ 医薬分業率・処方せん枚数の推移



## ○ 医薬品の適正使用

### (1) 疑義照会率

(※疑義照会等状況調査結果(日本薬剤師会調べ))

| 項目             | 平成 12 年 | 平成 14 年 | 平成 16 年度処方せん枚数(約 6.19 億枚)での推計値 |
|----------------|---------|---------|--------------------------------|
| 疑義照会処方せん枚数の割合  | 2.38%   | 2.91%   | 約 1,800 万枚                     |
| 上記の内、処方内容変更の割合 | 66.3%   | 52.9%   | 約 950 万枚                       |

### (2) 服薬コンプライアンス

- ① 残薬(飲み残し等)の有無    ② 残薬(飲み残し等)が生じた理由(重複回答)\*    ③ 薬剤師の対応(複数回答)\*

|        | 人数  | 割合    |
|--------|-----|-------|
| 総数     | 617 | 100%  |
| 飲み残しあり | 389 | 63.0% |
| 飲み残しなし | 218 | 35.5% |
| 無回答    | 10  | 1.6%  |

| 項目                  | 件数  | 割合    |
|---------------------|-----|-------|
| 時々飲み忘れる             | 230 | 59.1% |
| 自分で調節               | 159 | 40.9% |
| 使い切る前に治ってしまった       | 50  | 12.9% |
| 受診日の間隔の都合           | 34  | 8.7%  |
| 症状に合わせて使用するよう医師から指示 | 28  | 7.2%  |
| 薬が飲みづらい             | 25  | 6.4%  |
| 飲んで具合が悪くなったから       | 24  | 6.2%  |
| 飲んでも治らないから          | 23  | 5.9%  |
| その他                 | 22  | 5.7%  |

| 項目       | 件数  | 割合    |
|----------|-----|-------|
| 服薬指導     | 177 | 45.5% |
| 服薬の意義を説明 | 122 | 31.4% |
| 廃棄等      | 62  | 15.9% |
| 日数調整     | 27  | 6.9%  |
| 変更・削除    | 18  | 4.6%  |
| 一包化      | 14  | 3.6%  |
| 剤型変更     | 8   | 2.1%  |
| 服用時点変更   | 3   | 0.8%  |
| その他      | 53  | 13.6% |

\* 「飲み残しがある」と回答した 389 人に対する調査

(調査実施薬局に複数回来局し、継続した薬物療法を受けている患者(慢性疾患患者)を中心に協力を依頼)

※「服薬コンプライアンスとその改善に対する薬剤師の関与についての実態調査結果(概要)」(日本薬剤師会:平成 12 年度実施)より

## ○ 在宅医療における薬局の現状

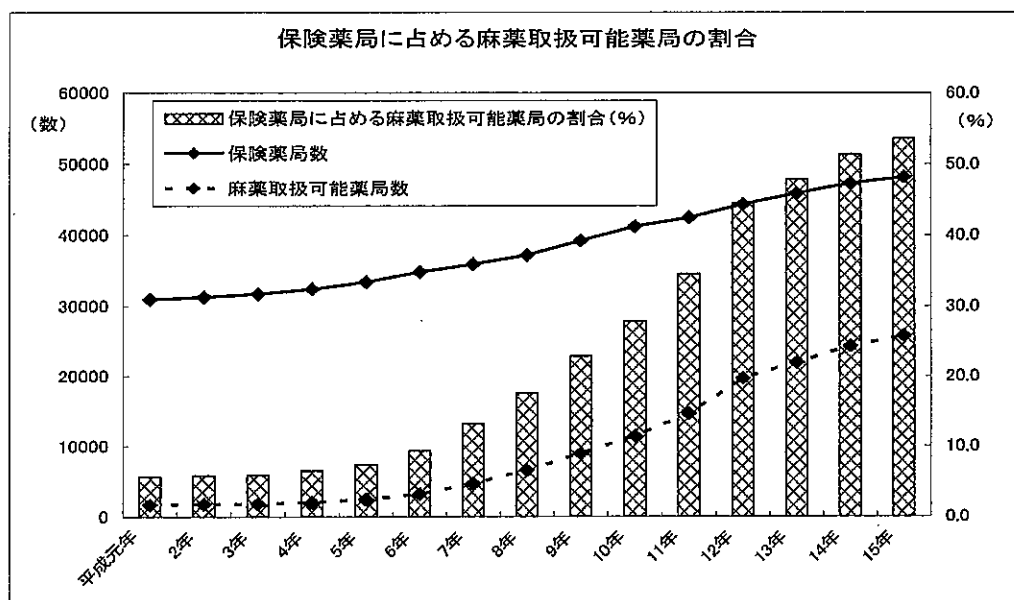
### (1) 在宅患者訪問薬剤管理指導実施状況(※社会医療診療行為別調査)

| 在宅患者訪問薬剤管理指導 | 平成 14 年6月 | 平成 15 年6月 |
|--------------|-----------|-----------|
| 届出施設         | 28,012    | 29,880    |
| 算定回数(1回目)    | 22,869    | 17,980    |
| 算定回数(2回目以降)  | 29,619    | 18,100    |
| 合計           | 52,488    | 36,080    |

### (2) 無菌調剤実施可能薬局数

|       | 平成 14 年 | 平成 15 年 | 平成 16 年 |
|-------|---------|---------|---------|
| 届出薬局数 | 66      | 81      | 91      |

### (3) 麻薬取扱薬局数(麻薬小売業免許取得薬局数)



### (4) 衛生材料の供給

- ・ 在宅医療において、薬局は、衛生材料の供給を行っている。

○ 休日・夜間(救急医療)への対応

- 各薬局における休日・夜間の対応状況 (※全国 45,600 薬局中、回答のあった 29,462 薬局の状況(平成 16 年日本薬剤師会調べ))

|   | 実施項目                       | 実数(重複あり) | 割合    |
|---|----------------------------|----------|-------|
| 1 | 24 時間開局                    | 52       | 0.2%  |
| 2 | 薬剤師会の輪番制により、当番日に薬局内で待機     | 1,846    | 6.3%  |
| 3 | 薬剤師会等の携帯電話を用いた輪番制に参加       | 1,715    | 5.8%  |
| 4 | 緊急時の連絡先を店舗外等に掲示            | 14,795   | 50.2% |
| 5 | 薬局と住居が同じなので、インターフォンや電話等で対応 | 6,459    | 21.9% |
| 6 | その他                        | 3,822    | 13.0% |
| 7 | 対応していない。                   | 6,701    | 22.7% |

- 関係団体((社)日本薬剤師会)における休日・夜間の対応状況

(※平成 14 年日本薬剤師会調べ)

| 地域支部数 | 対応支部数(割合)   | 休日・夜間別(重複あり) |     | 主たる目的(重複あり)     |     | 対応形態(重複あり)   |     |
|-------|-------------|--------------|-----|-----------------|-----|--------------|-----|
| 747   | 267 (35.7%) | 休日           | 122 | 処方せん応需          | 204 | 輪番制による対応     | 107 |
|       |             | 夜間           | 15  | 処方せん応需・一般用医薬品供給 | 34  | 会営薬局による対応    | 47  |
|       |             | 休日・夜間        | 127 | 一般用医薬品供給        | 3   | 診療所内調剤部門の当番制 | 98  |
|       |             | その他          | 3   | その他             | 21  | その他          | 35  |

○ 災害医療への対応

- 薬局における災害医療への対応としては、基幹調剤薬局における備蓄、薬剤師の派遣ボランティアなどを実施している。

薬剤師派遣ボランティア数(日本薬剤師会調べ)

- ① 阪神・淡路大震災(平成7年) 3,556 名
- ② 新潟県中越地震(平成 16 年) 1,017 名



○ 薬剤師の資質の確保

- ・ 医療の担い手としての役割を果たすことがより一層求められている中で、平成 18 年度より大学における薬剤師養成を目的とした薬学の修業年限を6年に延長することとしたところ。
- ・ また、現行の4年制を卒業した薬剤師についても、資質向上のための新たな研修事業として、4年制課程においては履修していない医療薬学分野等を修得させるための研修を実施する予定(平成 18 年度予算概算要求中)